

第 7 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

宇陀市には、国・県・市の指定文化財が多数存在している。これまで歴史的建造物については、文化財保護法をはじめとして県及び市の文化財保護条例に基づく指定を行い、保存と活用に取り組んできた。

今後、宇陀市固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第 12 条第 1 項の歴史的風致形成建造物に指定することとする。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定要件

本市の歴史的風致形成建造物の指定にあたっては建造物の所有者と協議の上、同意を得られたものを前提とし、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを対象に、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす構造物を指定する。

【指定対象の要件】

- イ. 奈良県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ロ. 宇陀市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ハ. 文化財保護法第 57 条 1 項の規定に基づく登録有形文化財
- ニ. 文化財保護法第 132 条第 1 項の規定に基づく登録記念物
- ホ. 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物
- ヘ. その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、市長が特に必要と認めたもの

【指定基準】

- ①建築物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ②地域の歴史を把握する上で重要な建造物

③歴史的なまちなみの構成要素として重要な建造物

④建造物の築年数が概ね 50 年を経過しているもの

なお、指定した歴史的風致維持形成建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物に該当するに至った場合、または滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は指定を解除する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定候補

当該重点区域において、歴史的風致形成建造物の候補となる建造物は、以下のとおりである。

NO.	名称 【指定要件】 (指定基準)	写真	築年	所在地	歴史的 風致※	所有者
1	万法寺本堂 【イ】 (①②③④)			大宇陀 小出口	8	法人
2	山邊家住宅 【イ】 (①②③④)			大宇陀 上	8	個人
3	光明寺山門 【イ】 (①②③④)			大宇陀 西山	8	法人
4	薬の館 【ロ】 (①②③④)			大宇陀 上	7・8	宇陀市
5	喜楽座 【へ】 (②③④)			大宇陀 中新	8	個人
6	徳源寺本堂 【へ】 (②④)			大宇陀 岩室	8	個人

7	旧増岡家住宅 【ハ】 (①②③④)			大字陀 西山	4	個人
8	龍穴神社本殿 【イ】 (①②③④)			室生	4	法人
9	橋本屋旅館 【へ】 (②③④)			室生	4	個人
10	室生下出集会所 【へ】 (②③④)			室生	4	自治会
11	米谷家住宅 【へ】 (①②③④)			菟田野 古市場	3	個人
12	旧宇太小学校 【へ】 (②③④)			菟田野 古市場	3・5	法人

※宇陀市の維持向上すべき歴史的風致

巡礼にまつわる

1 記紀・万葉ゆかりの地の営みにみる歴史的風致

歴史的風致

2 伊勢街道沿いの旧宿場町の営みにみる歴史的風致

=====

信仰にまつわる

3 宇太水分神社の祭礼行事にみる歴史的風致

歴史的風致

4 室生寺周辺の行事にみる歴史的風致

5 宇陀市の民俗芸能にみる歴史的風致

=====

生業にまつわる 6 宇陀の田畑と山林にまつわる祭礼行事ゆかりの歴史的風致
 歴史的風致 7 薬草の生産と活用まつわる歴史的風致

町場の歴史的風致 8 宇陀松山の水路と商いゆかりの行事にみる歴史的風致



歴史的風致形成建造物の指定候補分布図

第 8 章 歴史的風致形成建造物の 管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となる べき事項

(1) 歴史的風致形成建造物の維持管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、奈良県や宇陀市の文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき適正に維持管理を行う。またそれ以外の建造物の特性や価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

歴史的風致形成建造物の維持管理は、所有者（管理者）などが行うことを基本に、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転または除却に係る市長への届出及び勧告などの規定を活用し、適正な維持管理を図る。

維持管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴などの調査・記録を行った上で、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図る。

(2) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の 指針

① 県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更などの許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観および内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。

特に、民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

② 登録有形文化財及び登録記念物

登録有形文化財及び登録記念物は、文化財保護法に基づき、適切に維持管理を行う。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議の上、保存に努めることとする。民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術指導を踏まえて実施するものとする。

③その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、県・市指定文化財、登録有形文化財または登録記念物として指定・登録するように努めるものとする。これらの建造物の維持管理は、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。民間が所有する建造物の修理などは、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者などによる必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) 届出が不要な工事

歴史的風致形成建造物の増築などの届出が不要の行為は、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項及び同法施行令第 3 条第 1 項に基づき、以下の場合とする。

①奈良県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく奈良県指定有形文化財（建造物）について、同条例第 18 条第 1 項に基づく現状変更などの届出及び同条例第 19 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合

②宇陀市文化財保護条例第 5 条第 1 項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第 11 条の規定に基づく現状変更及び修理などの許可申請を行った場合

③文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条に規定に基づく現状変更の届出を行った場合

④文化財保護法第 132 条第 1 項の規定に基づく登録記念物について、同法第 133 条第 1 項で準用する同法第 64 条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

⑤景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可を受けて行う行為。

取材協力（敬称略、順不同）

万六自治会	森野吉野葛本舗	中野 利幸
拾生自治会	メディアネット宇陀	西田 光宏
上新自治会	青木 進	西山 輝男
下本自治会	池田 雍	原野 悦良
下出口自治会	泉 尚希	萬世 晴康
上宮奥自治会	裏 宗久	福井 政明
野依自治会	浦西 勉	福田 遵裕
平尾自治会	太田 静代	藤田 善弘
山辺三自治会	大畑 清重	藤本 勝也
八滝自治会	岡本 慎二	堀井 元壬
龍口自治会	奥村 善司	堀山 容志子
染田自治会	神田 達也	前川 新典
小原自治会	北川さん	松井 功委
下笠間自治会	久保 康子	松浦 登
宇陀松山まちづくり協議会	久保 裕一	松本 宗一
菟田野まちづくり協議会	栗野 義典	三家 邦彦
内牧地域まちづくり協議会	黒川 伸一	宮阪 正明
宇陀市観光協会	小関 吉浩	森野 燾子
龍口獅子舞保存会	小林 博文	森本 仙介
いさめ踊り保存会	近藤 夏織子	森本 達郎
文祢麻呂顕彰会	佐々木さん	森本 千鶴子
祭文音頭保存会	三本木 康祐	森本 徳蔵
榛原花卉組合	鈴木 隆仁	森本 文男
宇陀市森林組合	瀬山 和英	森本 光俊
えびすにっこり会	臺所 直幸	山浦 啓一
夢創の里いきいきサロンの皆様	田中 圭一	山岡 淳雄
令和元年度市政モニターの皆様	谷口 康夫	山田 隆敏
室生寺	辻本 泰久	山本さん
仏隆寺	出口 宗也	山本 雅則
宗祐寺	仲尾 博和	吉川 雅章
葛本林業	仲尾 京子	
黒川本家	中川 眞佐子	
森庄銘木		

宇陀市歴史的風致維持向上計画

令和 6 年〇月認定

編集・発行 宇陀市
宇陀市教育委員会

〒633-0292
奈良県宇陀市榛原下井足 17 番地の 3
TEL0745-82-8000（代表）